

意見書

令和8年7月8日

総務省情報流通行政局情報流通振興課 御中

郵便番号 101-0052

住 所 東京都千代田区神田小川町 1-10

興信ビル2階

氏 名 一般社団法人電気通信事業者協会

会 長 宮川 潤一

担当者 佐治 健史

電話番号 03-5577-5845

e-mail t-saji@tca.or.jp

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書（案）」に対する意見

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書（案）」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

総論

当協会の会員である携帯電話事業者では、これまでも環境整備法に基づき、フィルタリングにかかる各種義務を遵守し、青少年及びその保護者に対して、安心安全なインターネット利用の促進を目的とした、携帯ショップにおける携帯教室などのモラル啓発に関する取り組みや、家族間でのルール作成の推奨などリテラシー向上に資する取り組みを実施してまいりました。

このたび本報告書案において、青少年のインターネット利用を取り巻く環境が変化したこと、それに伴い、新たに青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組の方向性が示されたことについて賛同するとともに、今後も引き続き、青少年保護に資する取組を積極的に進めてまいります。

本報告書案では、青少年のインターネット利用に係るリスクは、違法有害情報の閲覧等のリスクに加え、発信・拡散・生成、生成 AI に関わるリスク等、多様化していると取りまとめられており、そのようなリスクから青少年を守るためには、今まで青少年保護の中心的な取り組みであった携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでなく、構成員からも言及がある通り、OS 事業者、PF 事業者などのステークホルダーがより主体的に関与し、青少年を保護する取り組みを促進し、そして、関係者間で連携して取り組むことが必要であると考えます。

今後、制度等の詳細を検討するに当たっては、青少年が利用するサービスを提供する事業者が、有効な青少年保護施策を講じることを第一義とし、それに加え関係者が連携し実効性のある枠組みを構築することが必要であると考えます。

第4章 本会合における議論	
5. フィルタリング機能を含む技術的保護手段	
環境整備法では、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくすることを目的に、携帯電話事業者に対してフィルタリングに関する各種義務を規定しているが、青少年の利用環境の変化や、新たなリスクへの対応が困難となっている。 このため、PF 事業者等のサービス提供者以外による青少年保護措置の在り方については、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」として議論を行った。 (略) 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めることとする。 ○ 通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○ 発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS 事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。	スマートフォンの普及や SNS 等の PF サービスの拡大により、青少年のインターネット利用に係るリスクは、違法有害情報の閲覧等のリスクにとどまらず、発信・拡散、利用時間、課金、コミュニケーション等にも及んでいます。こうした環境変化を踏まえ、従来の閲覧制限を目的とした携帯電話事業者によるフィルタリングサービスのみならず、OS 事業者が提供する保護機能、PF 事業者によるサービス提供上の保護措置についてその有用性に触れ、「技術的保護手段」として義務付けを含めた環境整備法上の在り方について検討すべきとする方向性が示されたことについて、賛同いたします。 今後の制度設計に当たっては、携帯電話事業者が中心となって負う現在の各種法的義務について改めて整理し、各関係者の役割、サービスの特性及び技術的対応可能性に応じてリバランスすることが重要であると考えます。 技術的保護手段については、サービスを提供する事業者が、トラブルを抱えた青少年を保護すべく手段（発信を制限する機能や長時間利用を制限する機能など）、またはトラブルを未然に防ぐことを目的とした手段（年齢確認や各種サービスの有効化措置など）について、責任をもって有効な手段を講じることが青少年が安心安全にインターネットを利用するに際して最も重要であり、リバランスについては、このような考え方のもと、適切に役割分担されることが必要と考えます。各サービスの利用場面やリスクに

	最も近い主体が、それぞれ適切な対応、責務を担うことにより、青少年や保護者にとって分かりやすく、かつ実効性の高い保護環境の整備につながるものと考えます。
--	---

6. 携帯電話事業者による各種確認義務

現在の環境整備法においては、フィルタリングサービスに関する各種義務の一つとして、携帯電話事業者に対して、青少年の年齢確認義務が課せられているが、その履行状況についても議論を行ったところ、構成員からは、今後どのような役割を果たしていくべきであるかという観点から意見があった。

(略)

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。

○ 現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。

○ 携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討（４（３）②）と併せて検討すべきではないか。

携帯電話事業者は、環境整備法の義務である青少年の利用者確認について、契約手続きの一環として一連のフローに組み込み、適切に対応してきたと自負しておりますが、調査の結果についても真摯に受け止め、引き続き適切な対応を実施して参る所存です。

役務の提供と無関係に端末が販売される場合においては、携帯電話事業者等に青少年確認義務が生じるものではないと理解しているほか、実態としましても、携帯電話事業者が管理できる範囲は、基本的には自ら提供する通信サービスの契約手続等に係る領域に限られることから、契約手続きを伴わない単なる携帯電話端末の売買契約においては、その関与が物理的に困難であり、実現性を踏まえた制度設計が必要と考えます。

また、「年齢確認」については、一義的には、青少年が利用するサービスを提供する事業者が、そのサービスの内容に基づき、有効な青少年保護措置を講じることができるよう、自ら必要な年齢情報の収集および、その年齢情報に基づく青少年保護施策を講じることが、もっとも効果が期待できる取り組みであると考えます。